

中津川市監査委員公告第 2 号

令和 3 年 8 月 27 日付けで中津川市在住 ██████████ 氏から請求のあった、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求の結果を、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 3 年 10 月 15 日

中津川市監査委員 今井 正義

中津川市監査委員 吉村 浩平

第1 請求書の受理

本件請求は、令和3年8月27日に提出された。請求は、地方自治法の所定の形式要件を具備しているものと認め、令和3年9月9日付けでこれを受理した。

請求人から提出された事実証明書

- ・支出命令書兼支出負担行為決議書
- ・支払い金額概要（第1期～第4期）
- ・出勤記録簿（第1期～第4期）本部、10分団
- ・令和2年度 中津川市消防団行事計画予定

第2 請求の趣旨

中津川市消防団条例（以下、「消防団条例」という。）第17条及び中津川市消防団条例別表の手当に関する運用基準（以下、「運用基準」という。）によると、中津川市消防団員（以下、「消防団員」という。）の出動手当は、出勤、訓練、警戒、臨時の4つの区分が支払いの基準とされている。

中津川市は、令和2年8月12日（1/4期分）、令和2年11月24日（2/4期分）、令和3年2月8日（3/4期分）、令和3年4月20日（4/4期分）に起票した支出命令書により、消防団員報酬として25,291,200円の支払いをしている。

しかし、消防団員から出動手当の請求を受けた中津川市消防本部警防課（以下、「警防課」という。）は、支出命令書の出動手当の積算根拠を示す添付書類（出勤記録簿）には、運用基準の4つの区分にない、年間行事計画にも予定されていない行事に対して支払いをしている。

なお、年間行事計画に予定されていない行事には、辞令交付式、監査、花火警備や左義長等であり、さらに花火警備及び左義長は、地域行事で、本来、これら地域行事への支払いは地域から中津川市消防団（以下、「消防団」という。）各分団に支払われている協力金で賄われるべきである。

消防団員は、警防課に根拠基準のない出動手当を請求し受領している。

したがって、消防団員に、過払金393,600円の返還を求める。

第3 監査の実施

監査に当たっては、関係調書の収集及び事実関係の調査を行ったほか、監査対象部局からその内容について説明を聴取した。

1 監査対象部局

消防団関連業務を所管する警防課

2 監査対象事項

令和2年度分の消防団員の出動手当について、消防団条例及び運用基準にない根拠で支払いをした事実があるかどうかを監査対象とした。

3 請求人による追加の請求書の提出及び陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定に基づき、令和 3 年 9 月 16 日に請求の要旨に係る補足事項について、請求人から陳述を受けた。

また、追加の請求書の提出があった。

請求人から提出された追加の請求書

- ・ さぎ長及び会計監査内容に関するもの

4 関係職員からの事情聴取及び証拠の提出

地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、警防課に対し関係書類の提出を求め、令和 3 年 9 月 21 日に中津川市長から弁明書、証拠書類及び関係書類の提出があり、令和 3 年 9 月 24 日には警防課長から弁明書に関する補足説明を受けた。

また、令和 3 年 9 月 24 日に関係職員である消防長、警防課長、課長補佐、係長から、事情聴取をした。

第4 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

請求人は、「中津川市職員措置請求書において、警防課が令和2年度の消防団員に支払われた出動手当につき運用基準にあてはまらない項目について支給をしている。」と主張している。

具体的には①辞令交付式、入退団式等、②監査については消防団の業務として必要であるのか、また③花火警備等については、各地域における行事であり各消防団が地域からの協力金を集めている事実からも警防課が支弁すべき業務に該当するのかを問うている。

さらに追加の請求書において、左義長について中津川市環境政策課に問い合わせたところ「警備の必要性はない。」と言われた。また監査について警防課に情報開示を求めたところ「ないから出せない。」との回答を受け、これらについての内容確認を求める要請があった。以上について令和3年9月16日に請求人の陳述により確認した。

これを受けて、令和3年9月24日に警防課の事情聴取をし、次のような弁明を受けた。

- 1 辞令交付式等については、新たに入団することとなった団員に対し辞令を交付するだけでなく、消防団員としての心得、業務、処遇等を説明する場であり、消防団活動を行うために必要な業務である。運用基準の区分としては「訓練」に該当し、業務内容としては「消防団活動に必要な会議、会合等」に該当する。
- 2 監査については、消防団活動に係る経費が適正に処理されているかを担保するための業務であり、運用基準の区分としては「訓練」に該当し、業務内容としては「消防団に必要な会議、会合等」に該当する。さらに監査内容についての開示請求に応じなかった件については、この監査は消防団本部が各分団から監査報告を受けるために行われるものであり、警防課としては公文書の作成を指示するものではなく、取得もしていないため「ないから出せない。」と回答したとの弁明であった。
- 3 花火警備等については、地域行事における住民の安全を確保するための業務であり、運用基準の「警戒」に該当し、業務内容としては「行事計画に定める火災予防週間、年末特別夜警等の警戒活動」に該当する。花火大会

開催については事前の届出が必要であり、年間行事予定に記載されているものは勿論、サプライズ花火についても火災防止のため警備を実施している。さらに「左義長」について環境政策課は、火災予防上の権限は有していないためにその警備についてはその要否を述べなかったものであり、各地区から消防団または警防課に警備の依頼があったものについて対応しているとの弁明であった。

以上の弁明につき審査した結果、請求人の趣旨にあるような消防団の業務を逸脱した出動手当の支払があったとは認められないと判断した。

しかし、警防課からの弁明の元となっている運用基準については、その区分が「出動」「訓練」「警戒」「臨時」の4区分しかなく、それぞれの業務内容もその解釈に幅を持たせた規定となっており基準としては明確ではないと言わざるを得ない。運用基準に求められるものは本来明確な判断を下すため指針となるものである以上早期の改正を検討されたい。

この運用基準作成の規範となるものとして、総務省消防庁が策定した「消防力の整備指針（平成12年1月20日号外消防庁告示第1号）」があり、その第36条をもとに改定を検討されたい。

参考：消防力の整備指針（平成12年1月20日号外消防庁告示第1号）

（消防団の業務及び人員の総数）

第36条 消防団は、次の各号に掲げる業務を行うものとし、その総数は、当該業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数とする。

- 1 火災の鎮圧に関する業務
- 2 火災の予防及び警戒に関する業務
- 3 救助に関する業務
- 4 地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務
- 5 武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務
- 6 地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務
- 7 消防団の庶務の処理等の業務
- 8 前各号に掲げるもののほか、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務

さらに左義長などの各地域の行事に各消防団が警戒等のために従事する場合、その出動手当を警防課が支給すべきであるか否かという論点についてであるが、上記の「消防力の整備指針」第36条第6号に示されているように消防団の業務の範疇に含まれていることは認められる。しかし、消防団が編纂している「中津川市消防団 新入団員教養資料」には、消防団員の身分について、特別職の地方公務員であるとともに地方社会に奉仕する団体であると記されている。また警防課から提出された「消防団の概要と位置づけ」にも「地域における消防団の重要性」に関する記述があり、ここには「非常勤特別職の地方公務員である一方、他に本業を持ちながら、自らの意思に基づく参加、すなわちボランティアとしての性格も併せ有しています。」と記されている。そのうえ、各地域から協力金を集めているという事実があるなら、消防団員の業務について「行政が求める業務」と「地域が求める業務」を区別する必要があると思われる。今回の左義長については地域からの要請を受けて警防課からの指示により従事したものであるが、他の地域の祭典やイベントに消防団員が参加した場合には、その出動手当を警防課が支弁すべきか、消防団自体が支弁すべきかは今後も慎重に区別をして頂きたい。警防課から消防団員に支給される手当（役職手当及び出動手当）は市民が納めた税金から支払われているという事を常に念頭において、判断して頂きたい。